

重要地域情報のとりまとめ（1997年）

上杉 哲郎

1. 重要地域情報（試案）のとりまとめ

1995年10月に閣議決定された第1次生物多様性国家戦略の長期的な目標として、「日本全体として及び代表的な生物地理区分ごとにそれぞれ多様な生態系及び動植物が保全され、持続可能な利用が図られていること。」が位置付けられた。また、長期的目標の達成に向けた当面の政策目標として、「生物多様性の保全上重要な地域が適切に保全されていること。」とされた。こうした施策を推進するため、委託先である(財)国立公園協会に設けられた「生物多様性保全ガイドライン策定検討委員会」(座長：大島康行 (財)自然環境研究センター理事長)により、「生物多様性保全のための国土区分(試案)」と「区域ごとの重要地域情報(試案)」が取りまとめられ、1997年12月に公表された。

国土区分は、多様な自然環境を有する我が国の国土レベルでの適切な生物多様性保全施策の推進を図るため、生物多様性保全の基本単位として生物学的特性から見た地域のまとまりを概括的に把握し、その保全目標と方策を整理しようとするものである。我が国の多様な生物相を規定する要素としては、動物分布に深く関わる日本列島の地史的成立経緯や、植生に強く影響する気候がベースとなる。日本の大部分は、かつて大陸の一部だったが、小笠原諸島は海底隆起により成立した島々(海洋島嶼)であり、その成立経緯から特異な生物相を有している。また、日本列島は大陸から分離して成立した島々(大陸島嶼)であるが、琉球諸島から奄美諸島に至る島々は最も古くから独立した島となったため固有性が高く、九州以北などとは異なる動物相が見られる。さらに、北海道は、津軽海峡を境として本州以南の島々が独立した後しばらく大陸とつながっていたため、北方要素の強い独自の動物相が見られる。動物相が依存している植物群落は、気候条件を主たる成立要因としており、気温(温量指数)による区分とほぼ対応して植生帯が展開している。また、降水量(雪の深さ等)の違いにより植生対応が異なっている。

これらの点を踏まえ、試案では、我が国の生物相を規定する要素として、1)日本列島の地史的成立経緯、2)植生に強く影響する気候要素を取り上げ、指標として、ア)大陸島嶼・海洋島嶼、イ)渡瀬線・ブラキストン線、ウ)気温(温量指数)、エ)年間降水量を用い、全国を、(1)北海道東部区域、(2)北海道西部区域、(3)本州中北部太平洋側区域、(4)本州中北部日本海側区域、(5)北陸・山陰区域、(6)本州中部太平洋側区域、(7)瀬戸内海周辺区域、(8)紀伊半島・四国・九州区域、(9)奄美・琉球諸島区域、(10)小笠原諸島区域に10区分した。

各区域の生物学的特性を踏まえた生態系レベルでの生物多様性保全を図るため、この10区分に基づき、代表性、典型性、生態系のまとまりの程度等を考慮しつつ、区域ごとの生物学的特性を維持していく上でコアとなる生態系を「区域ごとの重要地域」として抽出することとした。具体的には、植物群集は、土地の気候・地形・土壌・水分条件等を反映して成立し、土地への強い定着性を持ち、動物群集は、その土地の植物群集へ強く依存することから、植物群集を主な指標として、以下の観点により「区域ごとの重要地域<生物群集を対象>」を抽出した。

A：区域の生物学的特性を示す生態系

- 1) 区域の特性を示す気候条件によりある程度のまとまりを持って成立している植物群集が見られる地域
- 2) 生物学的特性を示す動物相が存続できるようなまとまりを持つ地域

B：区域内の環境要因の違いにより特徴づけられる重要な生態系

次に示したような環境要因によりある程度のまとまりを持って成立している植物群集が見られる地域

- ア) 垂直、気候条件
- イ) 地形条件(特異な地形等)
- ウ) 水条件(湖沼、湿原、河川等)
- エ) 地質、土壌条件(母岩の特性、土壌の物理化学的特性、厚さ等)
- オ) 複合条件(複数の環境要因の複合)

C：伝統的な土地利用により形成された注目すべき二次的自然

二次林(アカマツ林、クヌギ-コナラ林等)、二次草原(山地草原等)、谷津田、ため池など長い年月の継続的な人為の影響下で形成された特色ある生物群集が見られる地域
地域の自然に詳しい研究者等から情報収集することを目的として、2次にわたるアンケート調査を実施した。その回答を基に、用語や重複の整理等を行った上で、「区域ごとの重要地域一覧表」を作成した。重要地域として抽出された件数は、A：448件、B：884件、C：154件、計1486件であった。また、Aについて3次メッシュ単位で地図化を行い、国立・国定公園等との重なり状況にしぼって分析した。

国土区分及び重要地域の意義等について研究者や地方公共団体への浸透が不十分なためアンケートの回答率が悪かった。その意味で、この結果は中間段階のものといえるので、今後、更に精査するための調査を継続する必要があるとされた。また、作業途上である動物個体群に着目した区域ごとの重要地域についても、今後、完成に向けて作業を進めることが必要であるとされた。施策面では、1) モニタリング・調査研究体制の整備、2) 生物多様性保全の観点からの保護地域の体系化、3) 重要地域情報の環境アセスへの活用、4) 重要地域の自然環境教育の場としての活用等を図るべきことが提言された。

従前は、わが国の植物相を形づくっている植物群落のうち、規模や構造、分布等において代表的・典型的なもの、代替性のないもの、あるいはきわめて脆弱^{ぜいじやく}であり、放置すれば存続が危ぶまれるものなど(A 原生林もしくはそれに近い自然林、B 国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群、C 比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群、D 砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの、E 郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの、F 過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの、G 乱獲その他の人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群、H その他、学術上重要な植物群落または個体群) について、その種類や生育地、生育状況等を把握し、保護対策を検

討するため、第1回自然環境保全基礎調査から特定植物群落調査が行われてきた。重要地域は特定植物群落と重なるところが多いが、国土区分における各区域の生物学的特性を踏まえた生態系レベルでの生物多様性保全を図るための地域の選定が体系的に行われている点に特色がある。また、この後の施策展開として、国立・国定公園総点検事業におけるギャップ分析の基礎資料になり、国立・国定公園の新規指定や区域拡張へとつながることとなった。

2. おわりに

試案公表後、調整されていない段階で公表されると質問が来た際に答えきれないかもしれないので困る、との指摘がごく一部の地方自治体からあった。重要地域は直ちに規制がかかる地域ではないとしても、場所によっては開発との関係で微妙な状況にあるケースも考えうる事が想定される。しかし、直ちに規制ができないとしても、生物多様性保全を図る上では、科学的知見をベースとした重要地域の情報が公開されることには大きな意義があると考えられた。

その後、さらに基準の具体化等による追加・統合等の精査と整理が行われ、2001年10月には「生物多様性保全のための国土区分ごとの重要地域情報（再整理）」として公表された。これらの情報は、各区域の特性を踏まえた生態系レベルでの生物多様性保全の基盤となる情報として整理されたものである。

また、2001年には、ラムサール条約登録に向けた礎とすることや生物多様性の観点から重要な湿地を保全することを目的に「日本の重要湿地500」の選定結果が公表されるとともに、2014年には生物多様性の観点から重要度の高い海域（重要海域）が、2015年には生物多様性保全上重要な里地里山（重要里地里山）が公表されるなど、生物多様性保全の観点から重要な様々な地域を明らかにする取り組みが進んだ。

<参考資料>

生物多様性保全のための国土区分（試案）及び区域ごとの重要地域情報（試案）について：
上杉哲郎、国立公園第561号、1998年3月

【略歴】

1981年4月環境庁入庁。国立公園管理官（阿寒、白山）、国立公園計画、世界自然遺産、生物多様性保全、外来生物対策、環境基本法・環境基本計画、環境アセスメントなどに携わる。国土庁、長崎県、宮内庁庭園課長、国立公園課長、環境影響評価課長、関東地方環境事務所長を経て、2016年6月環境省退職。同年9月㈱日比谷アメニス入社